

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (17)

平成18年8月18日付「鑑定嘱託の申立て」に対する意見

平成18年9月8日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



第1 序

原告らは、平成18年8月18日付で、嘱託先として東京大学海洋研究所(以下、「海洋研究所」という)を指定して、鑑定嘱託の申立(以下、「本件申立て」という)を行っている。しかしながら、本件申立については、以下の点において、認められるべきではない。

第2 鑑定実施の必要性を欠くこと

- 1 被告は、被告準備書面(8)において、鑑定実施の前提として、既出黒田実験に対し、疑義をいだかしめる事実ないし事情が客観的に存在すべきことを主張立証いただくべきことを述べたが、被告準備書面163のとおり、原告らの黒田実験に対する反論と称するものは、いずれも理由なき論難と評せざるを得ない。
- 2 したがって、そもそも、被告としては、鑑定実施は不要であると考え

る。

第3 嘱託先が鑑定実施上の専門性を持ち合わせていないこと(民事訴訟法 212 条)

- 1 海洋研究所は、被告の知る限り、研究部門として、海洋物理学部門、海洋化学部門、海洋底科学部門、海洋生態系動態部門、海洋生命科学部門及び海洋生物資源部門が存在し、それぞれ海洋に関係する研究を行っているようである。
- 2 しかしながら、被告がこれまで数度にわたり詳述してきたとおり、被告が行ってきた各種実験は、被告が、農業関係における公的な専門機関としてこれまでに培ってきた技術に依拠するものであるところ、本件GMイネの取扱い方法にはじまり、実験結果の解析まで、高度に洗練された技術を要するものである。
- 3 海洋研究所が、これまで、いかなる農業関係の技術、特にいかなる作物の遺伝子組換え技術を培ってきたかは知るよしもないが、少なくとも、東京大学の関係機関には、農学の専門機関としてこれまで作物遺伝子関連の研究を行っている東京大学大学院農学生命科学研究科等が別途存在する。
- 4 このことから、東京大学海洋研究所が、作物の遺伝子組換えに関する実験を行う組織として適切とは考えられない。

第4 嘱託先が誠実公正な鑑定を実施するとは期待できないこと

- 1 原告らが本件申立てにおいて、「嘱託先」として挙げた海洋研究所は、これまで、原告らの主張に沿った陳述書(甲18、65、71)を提出している木暮一啓氏(以下、「木暮氏」という)が昨年まで所長補佐を務めていた研究所であるところ、同氏は現在も教授として、同研究所海洋生態系動態部門分生物分野を統括する地位にあり、再実験に

関与できる立場にある。

- 2 加えて、木暮氏は、本件実験の継続を反対することを活動の本旨とする特定集団(この集団は、「日本の食と農業に深刻な影響を与えかねない遺伝子組み換えイネの研究・開発、商業作付け、商品化を阻止することを目的にしたインターネット上の市民運動組織」であると宣言し、「遺伝子組み換えイネの研究開発、法整備、生産、販売、輸出入について、推進側と反対側の情報をまとめ、反対運動の推進となる情報を発信します。情報発信にあたっては、日本での遺伝子組み換え反対運動の中心となる『遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン』をはじめとする市民運動組織と連動しつつすすめます」などとの思想的立場を鮮明に打ち出している)が運営するウェブサイト(URLは http://teikeimai.net/gm-rice/file/000_about_us/index.html)。なお、当該ウェブサイトのロゴには、以下のような煽情的なマークが使用されており、当該集団が有する「本件実験を強く忌避する姿勢」が強く伺える)に、これら集団の主義主張に沿った自らの思想内容をエッセイとして公開している(乙31、32)。



遺伝子組み換えイネ 監視市民センター

そして、上記ウェブサイト上で掲載されている木暮氏の平成16年1月21日付エッセイには、「今からでもいいから実験区域を徹底的に滅菌しつくしたい。実験の継続は論外である」などと、同氏の本件実験に対する強烈な忌避感が開陳されている。

また、木暮氏は、上記特定集団と思想的立場を同じくする「GMイネ

裁判支援ネット」と称する集団が平成18年3月27日に主催した学習会において、本件GMイネ実験に反対する立場で講演したりするなどの前歴があり、木暮氏及び同人が幹部を務める海洋研究所が誠実公正な鑑定を実施するとは到底期待できない。

- 3 以上のとおり、本件申立てにおいて原告らが囑託先として指定した、木暮氏が直近まで幹部を務めており、且つ現在も影響力を行使しうる海洋研究所に関しては、原告らが有利な状況下で再実験を行うことが想定されるので、誠実公正な鑑定は期待できない。そして、これらの事情は民事訴訟法214条の鑑定忌避事由にも該当する以上、囑託先を「裁判所が本件事案につき適切と判断される鑑定人」等とせず、囑託先をあえて海洋研究所のみに限定した本件申立は却下を免れない。

第5 まとめ

以上のとおり、原告らは、被告実験に対する有意な反論に成功しておらず、被告実験が科学的根拠を有するものである以上、そもそも鑑定実施の必要性が認められない。

加えて、原告ら申出にかかる囑託先の専門性、中立性に大きな問題がある以上、たとえ鑑定実施が必要としても、囑託先については強い異議がある。

以上